

一般社団法人カーボンリサイクルファンド 2024 年度臨時社員総会

議事概略

第 1 号議案 会員規則の改定について(決議事項)

以下の事由により会員規則を改定することとしたい。

事由 1: 相互に会員となる場合においては、会費相殺できることを明文化するため

事由 2: 会員特典とファンド拠出者への権利を区分け

事由 3: 会費を定額制ではなく、口数制と変更することで収入源を多様化するとともに、大口会費納入会員への特典を付与するため

事由 4: 会費未払の会員の特典を制限することで、会費支払有無による公平性を担保するため

改定前(現行)	改定後(案)
<p>(会費)</p> <p>第 4 条 1～5 (略)</p>	<p>(会費)</p> <p>第 4 条 1～5(略)</p> <p>6 当法人及び他団体が同等条件の会員となることで相互連携による利点が享受できる場合においては、当法人の会費を同額に減免できる。</p>
<p>(会員の特典)</p> <p>第5条 会員は、当法人が実施する研究助成活動に参画できる(研究助成ファンドへの拠出資格あり)。</p> <p>2 会員は、当法人が実施するシンポジウム等の広報活動に参画できるとともに、貴社の活動をピアールすることができる(広報ファンドへの拠出資格あり)。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(会員特典)</p> <p>第5条 会員は、<u>以下の特典を享受することができる。</u></p> <p>(1)当法人が実施する研究助成活動に参画できる</p> <p>(2)当法人が実施するシンポジウム等の各種活動に参画できるとともに、<u>会員の活動を PR することができる。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>2 同条第一項の一部はファンド拠出者を対象とし、その詳細は別途定める。</u></p> <p><u>また、会費を 15 口以上納める法人会員及び 300 口以上納める個人会員は、その納めた額に応じたファンド拠出者と同等の権利を有する。</u></p> <p><u>3 同条第一項に限らず、前事業年度以前の会費に未払いがある会員においては、この特典享受は制限される。</u></p>

(別表)		(別表)	
区分	年会費	区分	年会費
法人会員	20 万円	法人会員	20 万円/1口
個人会員	1 万円	個人会員	1 万円/1口
自治体会員	—	自治体会員	—
学会会員	—	学会会員	—

ただし、同等条件の相互会員の場合は、会費を相互免除できる。

以上